

おおくま

発行：大熊町役場総務課
 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
 電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
 F A X：0242-26-3794
 E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
 ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
 大熊町公式ホームページ臨時サイト
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

2012年12月15日 お知らせ版

町の「いき」

避難指示区域及び警戒区域が見直されました

国の原子力災害対策本部が11月30日、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い設定されていた避難指示区域および警戒区域の見直しを決定し、12月10日(月)より実施されました。今回の見直しでは、住民の安全・安心の確保を最優先にした年間積算線量の区分に応じて、年間20ミリシーベルト以下の「避難指示解除準備区域」、年間20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下の「居住制限区域」、年間50ミリシーベルト超の「帰還困難区域」の3つの区域に再編されました。

なお、今回の見直しで、区域への出入り等が一部緩和されましたが、避難指示は引き続き継続されますのでご注意ください。
 1. 大熊町に設定されていた警戒区域が解除され、避難指示区域が次のように見直されました

- ◇避難指示解除準備区域
 - ・中屋敷行政区
- ◇居住制限区域
 - ・大川原1区行政区
 - ・大川原2区行政区
- ◇帰還困難区域
 - ・前記3行政区を除く全ての行政区

2. 施行日

平成24年12月10日(月)
午前0時

※居住制限地域・避難指示解除準備区域へのゲート開放時間は、午前9時から午後3時までです。

3. 区域見直しに伴う規制

「帰還困難区域」については、従来と変わらず立ち入りの制限があります。

「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」については、区域への出入り等が一部緩和されますが、出入りには町が発行する通行証が必要となります。

中屋敷行政区、大川原1・2区行政区の皆さんには申請に基づき通行証を発行していきます。

※帰還困難区域に指定される他の行政区の方に関しては、今までどおり一時帰宅および公益目的の立ち入りとなり、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」へ自由に立ち入ることはできません。
 4. 区域見直しに伴う賠償について

今回の区域見直しに伴い、財物(土地・建物・家財)、精神的損害等(包括請求追加分)の賠償が東京電力により進められることとなります。

佐藤知事が現地調査受け入れを表明しました

11月28日、中間貯蔵施設に関する国と県、双葉郡町村の会議が福島市で開かれ、佐藤雄平福島県知事が、環境省から要請されていた施設の現地調査について、施設建設の受け入れとは異なることなどの3項目の条件をつけた上で、受け入れることを表明しました。

環境省が中間貯蔵施設について町に説明しました

12月5日、環境省の小林水・大気環境局長が役場会津若松出張所を訪れ、町および議会に中間貯蔵施設について説明しました。

また、これまでの町への説明で大熊町の調査候補地としていた9箇所地点のうち、町から提供した地形図や国の河川土木担当職員による現地確認により、熊川・小良浜地区の3箇所地点を調査対象地点に適さないと判断し、調査候補地から除外する旨も説明がありました。

国は、上記の調査候補地の見直しに伴い、当初想定していた貯蔵容量を十分に確保す

また、この会議に出席した双葉町を除く双葉郡7町村長も大筋で了承しました。

- 中間貯蔵施設の現地調査受け入れの3条件は次のとおりです。
- ①「現地調査の受け入れ」は「施設建設の受け入れ」とは異なる
 - ②現地調査の候補地域に丁寧な説明し、国が設置者としての責任を果たす
 - ③現地調査の状況を適時に報告する

そのため、現地調査の結果をもとに十分な検証を行った上で、熊川以北の地域に施設を集約したいとの考えを町に伝えました。

国の説明に対し、渡辺町長は、国は調査受入の条件として3点について責任を果たすとともに、町の復興計画を柱とした様々なまちづくりの方針と、現地調査の結果に基づく中間貯蔵施設の検討の方向性について整合を図るよう要請しました。

町は、これまでの経緯について、行政区長会で説明し、その後、住民の皆様の理解を得られるよう住民説明会を開催します。

住民説明会の日程等は決まり次第お知らせします。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課

お知らせ

大熊町の警戒区域見直しに関する国の公示について

大熊町の警戒区域の見直しについて、11月30日の国の原子力災害対策本部会議で決定された公示等の資料が、経済産業省のホームページに掲載されています。

○経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

○大熊町における避難指示区域および警戒区域の見直しについて

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20121130_01.html

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

大熊中学校仮設校舎への移転について

中学校仮設校舎への移転については、平成24年度第3学期開始からとして、平成24年12月25日完成を目指して取り組んでおりました。

この度、建設用地の一部に地盤の状況の悪い所が現れ、基礎工事を行う前に、地盤の改良が必要になりました。また、改良方法としまして鋼管杭工事が適しているのですが、直ちに施工を開始しましたが、工期が大幅に遅れてしまい2月中旬の完成見込みになります。このため、3学期途中での移転ではなく、新年度から使用するようにしたいと考えております。

なお、大熊町教育委員会としましては、会津大学、会津短大等と連携や交流を深めることをとおしまして、小・中学校の教育の質の向上に努めて参りますので、皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
教育総務課

大熊町「いわき応急仮設住宅」入居申込みの取り扱いについて

いわき市の応急仮設住宅につきましては、現在建設中の鹿島町下矢田仲沖地区の50戸の完成をもって終了となります。今後、追加の建設予定がないことから、平成24年11月末日をもって、一旦入居申込みの受付を終了しましたのでご了承ください。

完成した応急仮設住宅への入居のご案内につきましては、準備が整い次第、個別にお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

入居決定者につきましては、鍵の引渡しの際に就労・就学・通院などの入居に関する事由が確認できる書類を提出していただくこととなります。確認ができない場合は、入居の決定を取り消す場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、現在「いわき応急仮設住宅」への入居は大変困難な状況となっております。今後、空き戸数が確保できた段階で再度、募集をいたしますので、今回入居できなかった方や新規の方に

つきましては、お手数ですが、改めて申込み手続きをいただきたく存じます。

町としましては、入居実態が

ない住戸があるとの声が寄せられていることから、実態を調査し、適正な入居管理に努めて参りますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
生活支援課

震災前の住宅ローン等で お困りの皆様へ

東日本大震災の影響によって、住宅ローンなどの借入金の弁済にお悩みの方は、「個人版私的整理ガイドライン」(被災ローン減免制度)を利用することにより、住宅ローンなどの免除を受けることが出来ます。

(注)債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

個人版私的整理ガイドラインは①個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。

②国の補助により、弁護士費用はかかりません。

(注)運営委員会に登録された弁護士費用に限りません。

③500万円を目安に現預金を手元に残すことが可能とされています。義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。

(注)被災状況、生活状況などの

個別事情により減額される
ことがあります。

※詳しくは、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」、またはお取引金融機関までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン
運営委員会

○コールセンター

☎0120(380)883

○福島支部

☎024(526)0281

○受付時間

平日午前9時～午後5時

日本政策金融公庫からの お知らせ

東日本大震災の影響により廃業した方が、事業に再チャレンジする際にご利用いただける融資制度を用意しています。新たに事業を始める方のほか、事業開始後おおむね5年以内の方も対象となります。被災証明書等の発行を受けた方は特別な利率でご利用いただけます。

詳しくは

☎0120(154)505
(平日9時～19時)まで

個人線量計の校正について

昨年度保健センターから個人線量計を配付された妊婦・お子さんの保護者の方にお知らせします。放射線の線量を測定する機器については、通常使用を開始してから1年を目安に校正（機器の調整）をすることが望ましいとされています。

校正手数料は通常約6千円ほどかかりますが、今年度は福島県から補助が出るため無料で校正することができます。（来年度以降については、取扱いが決まり次第お知らせします。）

校正を希望される方は、下記の送り先に直接送付してください。※送料はご負担ください。

校正作業は約1ヶ月位かかります。校正終了後、千代田テクノルから直接お使いの方へ線量計を送付します。

- 1. 対象** 大熊町保健センターから配付された電子式線量計の校正
(日立アロカメディカル社製 マイドーズミニPDM-122-SZ)
- 2. 送付先** 〒960-8041
福島市大町7-23 朝日生命大町ビル7階
株式会社千代田テクノル 福島復興支援本部 大熊町校正事務局 あて
電話 024-526-0901
- 3. 受付期間** 平成25年2月28日までの平日
※12月28日午後～平成25年1月6日までは千代田テクノルは年末年始の休業となります。休業期間以外に到着するように送ってください。
- 4. 留意点** 精密機器のため、お送りしたときに入っていた緩衝材入りの袋等に入れて宅配便等でお送りください。
- 5. その他** 校正を依頼した方の情報がわかるように、下記「個人線量計校正依頼票」を同封してください。

※送付ができない場合は、直接役場にご持参ください。

◇期 間：年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日の午前8時30分～午後5時15分

◇場 所：大熊町役場会津若松出張所保健センター（電話0120-26-3844）

または

いわき連絡事務所（電話0120-26-5671）をお願いします。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所保健センター

電話 0120-26-3844(代表)

キリトリ線

個人線量計校正依頼票

フリガナ	
使用者氏名	
個人線量計 返送先住所	〒 -
電話番号	()
シリアルナンバー	No.
備 考	

※個人線量計本体の表面右下にあるシリアルナンバーをご記入ください。

昭和56年4月～昭和57年3月生まれで平成8年度に大熊中学校を卒業された皆様へ

厄流しを兼ねた同窓会を計画しています。

こちらをご覧になられた同級生の皆さん、差し支えなければ、お名前、連絡先（電話番号、メールアドレス）、避難先住所を下記メールアドレス宛にお知らせください。

同窓会の参加・不参加に関係なくご連絡をお待ちしております。

なお、ご案内のハガキを出しますが、全員には届かないと思われるのでご了承ください。

◆同窓会

◇日時 平成25年2月10日(日) 13:00～

◇場所 福島県郡山市 ホテルプリシード郡山 (JR郡山駅より徒歩4分)

◇会費 5,000円

◆厄流し(女性で厄払い希望の方)

◇場所 安積国造神社 (ホテルプリシード郡山より徒歩3分)

◇初穂料 3,000円

※集合場所は、ホテルプリシード郡山に12:00にお願いします。

※宿泊希望の方は、お手数ですが各自ご予約願います。

参考) ホテルプリシード郡山 TEL: 0249-25-3411

・1泊朝食付き6,000円、朝食抜き5,000円

《平成8年に大熊中学校を卒業(来年32歳)されたお子さんがいるご家族の方へ》

こちらをご覧になりましたら、この件を息子、娘さんにお伝えして頂けると幸いです。

このような状況では中々連絡がとれない状況でありますので、何卒ご家族の皆様のお力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。

【同級生代表】秋本 了・峠 有紀

【幹事代表】佐久間 秀幸

E-mail: ohtyu.h8nendosotsu@gmail.com

茨城県に避難の大熊町のみなさんへ 大熊町避難者コミュニティ「積小為大の会」のご案内

はじめての方もお気軽に参加してください。

また、茨城県以外の隣接県の方も大歓迎です。

12月の定例会は以下の通り開催します。

◆日時: 12月22日(土) 9時00分～12時00分

◆場所: 三の丸公民館(三の丸市民センター)
(水戸市三の丸1丁目6-60)

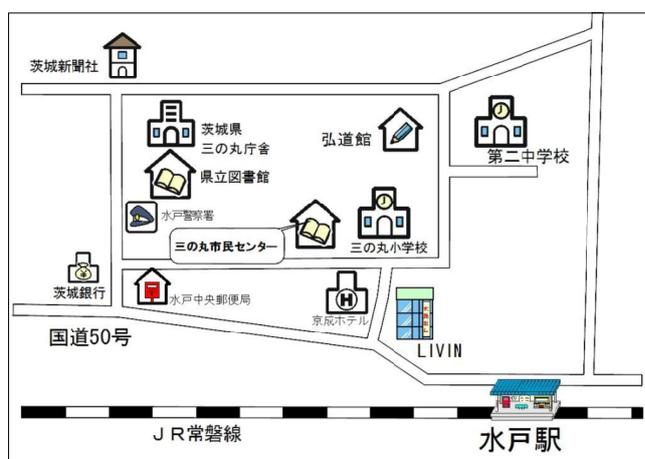
◆内容: 茨城弁護士会による財物賠償についての法律相談。財物賠償については生活再建の資本となります。皆様の一番の関心事と思われるので、個別相談会を主に開催します。

◆その他 定例会終了後、有志の方々による忘年会を予定しています。

【お問い合わせ・連絡先】

野田 朋弘 (日立市) 卬: 090-8423-5608

E-mail: tomohiro-n@higashi-t.com



※会場が変更になりましたので
ご注意ください。